

後継者に求められる姿勢と引き継がせる者の覚悟

後継ぎの意欲が低くて困ると言う経営者は珍しくありません。反対に、後継ぎから、先代の経営は時代遅れた、新事業に展開すべきだと攻撃されている経営者も多くいらっしゃいます。

X社(レストラン4店舗経営)のA社長は、2代目になって20年(65歳) 低成長時代の中でも堅実な経営を続けてきました。Aの長男B後継者(35歳)は、調理部門の総責任として従業員から大いに期待され、何かにつけて若手社員の言い分に耳を傾ける姿勢を示しているせいもあって社内の信頼も得ています。日常の親子のコミュニケーションは活発ではありますが、しかし、Bは調理専門学校卒業後10年間、知人の繁忙店レストランで修業を積み、X社の欠点(メニュー・接客・人事労務等々)が気になっていました。例えばBの主張は、メニューのリニューアルを徹底的に洋風化し、接客レベルを上げて客単価を向上させようとするものでありました。更に、その為には社員の教育制度を整備し、処遇も改善していこうというものでした。始め、AはBの意見を頼もしく聞いていましたが、メニューや客層の急激な変更には大きな不安がありました。最近のBの口癖は『A社長は決断力が無くて困る』。一報A社長は『Bの考えはまだまだ甘い。』とまで、社

員の前でも言うようになっていきました。また、Aが従業員に指示した仕事にBが割り込み、真逆の指示を出すようになると、社員の間でも不安が広がるようになってしまいました。

一般に、後継者にやる気があればある程、現経営者との軋轢が起こるようです。親子であれば、時には感情的な言葉となってしまうこともあります。こうした場合には、できるだけ早く事業承継計画を策定することをお勧めしています。これには、責任と権限の委譲 肩書変更に伴う退職金や役員報酬の変更 資本政策と税対策 タイムスケジュールの4つを必ず入れ込むようにします。

何よりも、後継者には、先代の時代の経営環境と苦勞を理解し、カリスマ性や先見性といった卓越した能力と実績を素直に認めようとする姿勢が必要です。また、先代としては、何よりも後継者を育成することが自らの使命と肝に銘じ、危なげに見える経営手法を一旦受け入れるぐらいの度量と、失敗した時の場合に備えるリスクヘッジこそが自分の役割であるとの覚悟が必要です。

お仕事カレンダー

3月10日(金)	源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(2月分)
3月15日(水)	確定申告の提出期限(所得税・住民税) 所得税納付期限(現金納付) 確定申告の税額の延納の届出の申請期限 財産債務調書又は国外財産調書の提出期限 所得税の総収入金額報告書提出期限 贈与税の申告の提出・納付期限 個人の青色申告の承認申請期限 (1月16日以降新規業務開始を除く)
3月31日(金)	1月決算法人の申告・納税、7月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税 年税額が48万円超400万円以下) 4月・7月・10月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 個人事業者の平成28年分の消費税等の確定申告



平成 29 年度の協会けんぽの健康保険料率が決定しました。

【福島県】

健康保険料率 変更前：9.90% 変更後：9.85% 介護保険料率 変更前：1.58% 変更後：1.65%

【宮城県】

健康保険料率 変更前：9.96% 変更後：9.97% 介護保険料率 変更前：1.58% 変更後：1.65%

・変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分(4月納付分)となるため、変更を忘れないようしましょう。

・都道府県ごとの料額表は以下のサイトでご確認ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h29/h29ryougakuhyou>

インターネット活用で節約できる時間

個人のインターネット普及率は平成27年末時点で90%近い割合に達し、インターネット（以下、ネット）を活用した情報検索やショッピングは、当たり前前のサービスとなっています。では、これらのサービスを活用することで、ネット以外の方法で調べたり、実店舗で買い物をしたりする場合に比べて、どの程度の時間が節約できるかご存じですか。ここでは総務省の情報通信白書（ ）から、ネットを活用した情報検索やショッピングによって節約される時間に関するデータをご紹介します。

情報検索で49.2分の節約

上記白書から、ネットを活用して情報検索をする場合に、図書館等で文献によって調べ物をする場合と比べて、節約できる時間についてのアンケート結果をまとめると、表1のとおりです。

【表1】年代別 情報検索によって節約される1回あたりの時間

年代	節約時間 (分)
20代 (412)	52.3
30代 (407)	47.2
40代 (421)	41.0
50代 (428)	50.3
60代 (431)	55.0

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成（ ）内の数字は回答数

最も節約時間が多いのは、60代の55.0分で、最も少ないのが40代の41.0分となりました。なお、年代ごとの節約時間の平均を求めると、49.2分となります。

買い物1回で54.3分の節約

次に、ネットショッピングを利用して買い物をする場合に、実店舗に行って買い物をする場合と比べて節約できる時間をまとめると、表2のとおりです。

【表2】年代別 ネットショッピングによって節約される1回あたりの時間

年代	節約時間 (分)
20代 (433)	50.4
30代 (452)	42.9
40代 (469)	62.3
50代 (480)	52.5
60代 (496)	63.6

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成（ ）内の数字は回答数

60代の節約時間が最も多く63.6分となっています。最も少ないのが30代の42.9分でした。こちらも平均すると54.3分となり、情報検索よりも5分程度多く節約できるという結果になりました。

生産性の向上にも寄与

このように、ネットを活用することで節約できる時間は、決して少なくないことがわかります。ビジネスの現場において、こうした時間の節約ができれば生産性の向上にも寄与します。特に情報検索については、検索技術を向上させることで、さらに調べる時間を短くすることも可能です。

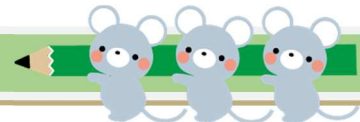
検索のコツに関する情報は、ネット上にたくさん公開されています。興味のある方は、一度調べてみてはいかがでしょうか。

() 総務省「平成28年版情報通信白書」

28年8月に公開された白書です。ここで紹介したデータは、白書69ページ掲載のアンケート調査によるものです。なお、ネット検索の場合の節約時間には、図書館への往復時間は含まれていません。詳細等は以下のURLのページから確認できます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitewater/h28.html>

お 仕 事 備 忘 録



- 1. 国外財産調書** 居住者（非永住者以外の居住者に限られます。）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。
- 2. 財産債務調書** 平成27年度税制改正で財産及び債務の明細書が見直され、「財産債務調書」の提出が求められる制度が施行されています。これにより、従来の「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に、“かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること”が加わっています。提出期限は、その年の翌年3月15日です。
- 3. 確定申告の税額の延納の届出書** 確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件のため、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。なお、納付期限は3月15日、延納期限は納付した年の5月31日です。
- 4. 個人の青色申告の承認申請** 個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに所轄税務署に提出します。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。
- 5. 所得税の更正の請求** 確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合について一定の場合には、次の期間に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。
 1. 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税の場合
 - (1) 通常申告・・・申告期限（3月15日）から1年以内
 - (2) 還付申告・・・提出日から1年以内
 2. 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税の場合
 - (1) 通常申告・・・申告期限（3月15日）から5年以内
 - (2) 還付申告・・・提出日から5年以内